

# 抗ウイルス薬・中和抗体薬の 処方について

ラゲブリオについて … 2ページ

パキロビッドについて … 3ページ

エバシエルドについて … 4,5ページ

ゾコーバについて … 6ページ

R4.7.1 作成  
R4.9.12 更新  
R4.11.25 更新  
R4.12.13 更新  
R5.3.31 更新

ラゲブリオは、**令和4年9月16日(金)から一般流通が開始**されています。

- ・ 9月16日以降は、通常の医薬品と同様、**卸売販売業者を通じて購入**していただくことになります。  
※注文手続き等については、製造販売業者又は卸売販売業者にご相談ください。
- ・ 一般流通品を患者に投与した場合には、通常の手続きに従って、**当該薬剤費を含めて保険請求**を行ってください。(国購入品を投与した場合、薬剤費の保険請求は行わないようご注意ください。)

## その他

- ・ 院内在庫となっている国購入品については、9月16日以降、必要な患者に投与しても構いません。
- ・ 原則として 同一患者に国購入品と一般流通品を混在させて使用することは避けてください。
- ・ その他詳細につきましては、厚生労働省事務連絡を御確認ください。

パキロビッドは、令和5年3月22日(水)から一般流通が開始されています。

- ・ 3月22日以降は、通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じて購入していただくことになります。  
※注文手続き等については、製造販売業者又は卸売販売業者にご相談ください。
- ・ 一般流通品を患者に投与した場合には、通常の手続きに従って、当該薬剤費を含めて保険請求を行ってください。(国購入品を投与した場合、薬剤費の保険請求は行わないようご注意ください。)

## その他

- ・ 院内在庫となっている国購入品については、3月22日以降、必要な患者に投与しても構いません。
- ・ 原則として 同一患者に国購入品と一般流通品を混在させて使用することは避けてください。
- ・ その他詳細につきましては、厚生労働省事務連絡を御確認ください。

# エバシールド

## 処方可能な医療機関

次の要件を満たす診療・検査医療機関

- ・本剤投与時の患者負担額を3,100円以下とすること
- ・投与可能医療機関として県が公表することに同意すること

区分	院内処方	院外処方
病院	○	×
有床診療所	○	×
無床診療所	○	×

## 処方までの流れ



愛媛県に配分希望の  
申し出をする。



エバシールド登録センターの  
仮IDとパスワードが発行されたら  
本登録作業(処方の準備完了)



エバシールド登録センターで  
発注のうえ投与対象患者に処方  
※在庫配備不可

【エバシールド登録センター】

電話番号:0120-162-283

対応時間:9:00~17:30 (土日祝日及び製造販売業者休業日を除く)

## 配分希望登録

- ・本剤の配分を希望する診療検査医療機関は、県健康増進課(089-912-2402)へお問い合わせください。
- ・本剤は、以下の投与対象者を診療する可能性がある医療機関にのみ配分させていただきますのでご了承ください。

- ・抗体産生不全あるいは複合免疫を呈す原発性症の患者
- ・B細胞枯渇療法(リツキシマブ等)を受けてから1年以内の患者
- ・ブルトン型チロシナーゼ阻害薬を投与されている患者
- ・キメラ抗原受容体T細胞レシピエント
- ・慢性移植片対宿主病を患っている、又は別の適応症ために免疫抑制薬服用している造血細胞移植後のレシピエント
- ・積極的な治療を受けている血液悪性腫瘍の患者
- ・肺移植レシピエント
- ・固形臓器移植(肺以外)を受けてから1年以内の患者
- ・急性拒絶反応でT細胞又はB細胞枯渇剤による治療を最近受けた固形臓器移植レシピエント
- ・CD4Tリンパ球細胞数が50cells/ $\mu$ L未満の治療HIV患者

## その他

- ・処方にあたっては、最新の添付文書及び厚生労働省の事務連絡を必ず熟読いただきますようお願いいたします。
- ・エバシールド登録センターに関するお問い合わせはコールセンター(0120-162-283)にご連絡ください。

ゾコーバは、**令和5年3月31日(金)から一般流通が開始**されています。

- ・ 3月31日以降は、通常の医薬品と同様、**卸売販売業者を通じて購入**していただくことになります。  
※注文手続き等については、製造販売業者又は卸売販売業者にご相談ください。
- ・ 一般流通品を患者に投与した場合には、通常の手続きに従って、**当該薬剤費を含めて保険請求**を行ってください。(国購入品を投与した場合、薬剤費の保険請求は行わないようご注意ください。)

## その他

- ・ 院内在庫となっている国購入品については、3月31日以降、必要な患者に投与しても構いません。
- ・ 原則として 同一患者に国購入品と一般流通品を混在させて使用することは避けてください。
- ・ その他詳細につきましては、厚生労働省事務連絡を御確認ください。